

＼市民の着用を促進！交通事故の防止や被害軽減を図ります／ 自転車用ヘルメットの購入費用等を補助します(10/1～)

龍ヶ崎市では、市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故の防止や被害軽減を図るため、龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金制度を令和5年10月1日(日)から開始しますので、お知らせします。

この制度は、市内の販売店等で新品のヘルメットを購入した場合は最大2,000円の補助、さらに、自転車安全整備店で自転車点検整備を受けた場合や、自転車用保険へ加入した場合、それぞれ500円の加算となり、合計最大3,000円の補助が受けられるものです。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の死者の約6割は頭部の損傷で亡くなっています。また、ヘルメット着用者と比べて非着用者の重傷・死亡率は約2倍となっており、事故の被害を軽減するためには、ヘルメットの着用で頭部を保護することが重要です。

本制度を活用したヘルメットの購入により、市民のヘルメット着用の促進と、自転車の安全利用の推進が期待できます。



■事業開始日	令和5年10月1日(日) ※窓口による申請受付は10月2日(月)から開始
■補助金額	(1)ヘルメット購入費用：最大2,000円 (2)自転車の点検整備費用：500円 ^(※1) (3)自転車用保険への加入費用：500円 ^(※1) (※1)補助を受けるためにはヘルメットの購入が前提。(2)、(3)の費用のみは補助の対象外
■対象者	龍ヶ崎市に住民登録があり、新品のヘルメットを購入した方 ^(※2) (※2)18歳未満の場合はその保護者
■対象となるヘルメット	頭部を保護する目的で製造された新品のヘルメットで、次の認証等を受けたもの SG マーク/JCF マーク/CE マーク/GS マーク/CPSC マーク
■申請方法	龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付申請書に領収書など所定の書類を添付して防災安全課に提出（郵送による提出も可能）
■その他	○申請できるのは1人1回、ヘルメット1個限り ○予算額(60万円)に到達した場合、年度途中でも受付終了 ○令和5年4月1日から9月30日までに購入した方も対象 ^(※3) (※3)令和6年3月31日が申請期限

担当課	龍ヶ崎市 総務部 防災安全課 地域安全グループ 担当者：中村・福元(なかむら・ふくもと) 連絡先：0297-64-1111(内線497)
-----	--